

# 受 講 案 内

受講者	受講対象者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者本人で、他の者による代理受講は認められません。ただし、選任替えを予定している場合はその方が受講できます。この場合は速やかに選任届を所轄警察署の交通課に提出してください。
受講手続	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 受講申出書（通知番号に枝番があるものは副管理者）は、別添の「記載例」を参照のうえ、消えないボールペン又は万年筆で誤りのないよう記載して下さい。</li><li>○ 受講申出書に講習手数料（正管理者 4,500 円、副管理者 3,000 円）の現金又は県証紙を添えて受付に提出してください。</li><li>○ 県職員は、別途振替えにより処理しますので、当日手数料納入の必要はありません。</li></ul>
携行品	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 受講申出書   ○ 筆記具</li><li>○ 本人確認のできるもの（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）</li></ul>
講習資料	講習当日、会場で配布します。
受講証明	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 講習終了後、受講証明書を交付します。</li><li>※ 令和4年5月13日から、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証は廃止されます。</li></ul>
受講上の注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 講習の受付は午前9時00分から、講習開始は午前10時00分です。</li><li>○ 遅刻した場合は、受講をお断りすることがありますのでご注意ください。</li><li>○ 受講申出書の記載に不備がある場合は、修正等をお願いすることがあります。</li><li>○ 会場により駐車場に限りがありますので、車の乗入れには注意してください。</li></ul>
受講しなかった場合の措置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自動車の使用者は、法第74条の3第8項の規定により、本講習を行う旨の通知を受けたときは、安全運転管理者等に講習を受けさせなければなりません。</li><li>○ 受講しなかった場合は、使用者等は法第75条の2の2第1項の規定により、公安委員会から必要な報告又は資料の提出を求められる場合があります。</li></ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 誤記の場合は必ず二重線で消したうえで修正してください。(修正液・修正テープ等での訂正は不可。)</li><li>○ 受講申出書等は、高知県警察本部ホームページ「こうちのまもり」に掲載しています。ダウンロードもできますので、活用してください。</li><li>○ いわゆる「3密」防止のため、出席者の人数を制限していますので、原則、指定日に受講してください。(他会場での受講については事前連絡をお願いします。)</li><li>○ 受講等に関する問い合わせは、高管連事務局（電話 088-823-8325、不在の場合は FAX 088-823-8346 又はメール koukanren@rondo.ocn.ne.jp）までお願いします。</li></ul>
-----	---